

4月1日からの役場各課担当事務内容と職員をお知らせします

住民課	税務課		
住民係・保健係・福祉係	税務係		
戸籍・住民基本台帳・外国人登録・生活保護・援護事務・民生児童委員・国民年金・児童手当・災害救助・人権相談・国民健康保険・保健事業・後期高齢者医療・福祉医療・老人福祉・介護保険・障害者福祉・児童福祉・保健福祉センター・保育所・児童館・包括支援センター	住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・諸証明		
課長 林 和一 補佐 割田 信一 係長 金井 等 係長 高橋千づる 係長 武田 昌明 主事 石坂 唯 主事 山田 清隆 主事 林 大生 主事 中山 亜美 主事 補 星野千香子 補佐 星野千香子	課長 佐藤 章彦 参事 高柳 敏晴 係長 本間 尚也 係長 香川 正和 主事 後藤 裕之	嘱託 安東 千紘 嘱託 小林 万純	

地域振興課	総務課	課名
地域振興係	財政係・庶務係	
企画調整・広域行政・広報・商工振興・地域づくり・統計調査・土地対策・用地管理・運輸対策・観光行政・環境・情報政策・国土調査・道の駅整備事業・高山村除染実施事業・グリーンツーリズム・景観環境条例	人事・予算統制・儀式褒賞・公印管理・条例規則・栄典事務・議事・選挙・消防・防犯交通・防災行政無線・自治官署・町会・自衛官募集・物品管理・財務財政・地方債・地方交付金・譲与税・交付金・公有財産管理・庁舎管理・庁用車管理・情報公開・個人情報・避難者受入	
課長 野上 創造 補佐 林 隆文 係長 都筑喜久雄 係長 平形 英俊 係長 都筑みゆき 係長 武田 和也 嘱託 大島 和	主任 平形 好崇 主事 開発 伸子 係長 後藤 伸恵 補佐 大淵 俊幸 参事 割田 眞 課長 小池 幸夫	職名 氏名

村長	荒木 毅
副村長	野上富士夫
教育長	高平 秀三

教育委員会	出納室
給食センター	出納係
学校教育係・学校教育係	出納事務全般 振込・村税徴収
学校給食 給食の栄養管理	
学校教育・学校施設・教職員関係・学校保健・育英事業・中学生海外派遣・公印管理・社会教育・生涯学習・文化財・文化振興・文化協会・社会体育・体育施設・体育協会・青少年教育・人権教育・郷土学・視聴覚教育・学級開設・団体指導・公民館・図書室	
課長 金井 正幸 参事 阿部 俊江 補佐 田中 充弘 補佐 後藤 好 係長 星野 哲也 係長 山岸 栄 係長 山岸 孝宏 助手 マシューピッツ	出納室長兼会計管理 星野 茂樹 係長 山口 珠枝 嘱託 中嶋 輝久 主事 星野 香澄

農政課	住民課	課名
林務係・農政係・上下水道係・建設係		
土木建設（道路・河川）土木災害復興・村営住宅管理・集落排水・合併浄化槽・簡易水道 農業振興・農業金融・農業災害・農業者戸別所得補償交付金・農地利用集積認定農業者畜産振興・農業関係各種団体・林業振興・村有林管理・公園造林分取造林事業・有害鳥獣駆除・猟友会・漁業組合事務・治山林道・森林ボランティア		
課長 佐藤 晴夫 補佐 飯塚 欣也 補佐 飯塚 優一郎 係長 鈴木 啓三 係長 松井 信之 係長 小池 正浩 主任 塚越 政義 主事 後藤 政樹 主事 平形 佑太	係長 小野 恵美 係長 藤井なおみ 参事 茂木須磨子 参事 飯野ようこ 係長 飯野 佳美 係長 山野井久美子 係長 田中あや子 係長 倉田 純子 係長 関 芳子	職名 氏名

農業委員会事務局	公平委員会	固定資産評価審査委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理
農業委員会・農業者年金・農業振興地域整備計画・土地改良事業・中山間直接支払事業・農業用水関係事業	公平委員会事務	固定資産評価審査委員会事務	監査委員事務	選挙管理
局長 佐藤 晴夫 書記 鈴木 啓三 (農政課係長兼任)	書記 小池 幸夫 (総務課係長兼任)	書記 平形 郁雄 (議事事務局局長兼任)	書記 平形 郁雄 (議事事務局局長兼任)	書記 大淵 俊幸 (総務課補佐兼任) 書記 後藤 伸恵 (総務課係長兼任)

委員会事務局	議会事務局	教育委員会	課名
選挙管理委員会事務局	議会事務局	幼稚園 小学校	
		園内総務 幼稚園教務 りんどう組(年中) ばら組(年長) ちゅうりっぷ組(年少)	担当事務内容
書記 割田 眞 (総務課参事兼任)	局長 平形 郁雄 書記 大淵 俊幸 (総務課補佐兼任)	高山小学校用務 高山中学校用務	職名 氏名
		派遣職員 廣瀬奈巳江	
		用務員 関根恵美子	
		係長 田村留美子 係長 大淵 光規 係長 大淵 初美 補佐 木村 朋子 係長 田村 巧一	

【除染より発生した除去土壌・廃棄物等の保管】

除染によって発生した除去土壌や廃棄物などは、国から最終処分の指針が示され、処分が可能になるまでは、除染を行った現場の敷地内で保管（埋設処理等）します。
また、発生する土壌等が多くなり、仮置場の設置が必要と判断した場合には、関係者と協議の上、検討を進めます。

高山村除染実施計画書及び村内の空間放射線量率測定調査結果については、地域振興課窓口で閲覧できるほか、高山村公式ページ（<http://www.vill.takayama.gunma.jp>）からもダウンロードできます。

高山村除染実施計画（案）住民説明会を開催しました

村では、高山村除染実施計画を策定する前段として、計画書の素案についての住民説明会を3月28日（水）に開催しました。
説明会では、村内の空間放射線量率測定調査の結果をはじめ、除染等を実施する対象区域、除染の内容、除染に伴い生じた除去土壌等の保管形態など、計画書により運用していく今後の村の方針について説明させていただきました。
会場には68名の方々がお越しくださいました。



（説明会会場の様子 於：高山村役場）

モニタリングポストが設置されました

文部科学省の事業により、モニタリングポスト（空間放射線量測定器）が役場西側駐車場に設置され、空間放射線量率の測定が開始されました。
測定器は、本県内に25基設置され、測定データは文部科学省で一括管理し、同省のホームページで公表されます。



（電光表示器）

午前7時から午後7時までの間、電光表示器に表示され、10分ごとに平均値が更新されます。



（設置されたモニタリングポスト）

皆さんも近くを通りかかったらぜひご覧ください。

お問い合わせ先 役場地域振興課 ☎63-2111

生ごみコンポスト容器購入費補助金について

本村では、一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源の再利用意識の高揚を図り、焼却処理に係る負荷軽減に寄与することを目的として、生ごみコンポスト容器を購入した方に対し、購入費用の一部補助を平成24年度より始めました。

【対象となる容器】

土中の微生物の活動又は生ごみ堆肥化促進剤等を利用して、生ごみを分解し堆肥化させるもので、平成24年4月1日以降に購入した容器。

【対象者】

本村に住所を有する方（1世帯につき1基。ただし、本補助金の交付を受けて購入した容器の更新は対象）

【補助金額】

容器の本体購入金額（消費税相当額を除く）の2分の1を補助（上限3,000円）

【申請方法】

地域振興課に領収書の原本・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。

お問い合わせ先 役場地域振興課 ☎63-2111

高山村除染実施計画を策定しました

村では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる環境の汚染に対処するため、今年1月1日に施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づく法定計画である「高山村除染実施計画」を3月31日に策定しました。

この計画は、3月28日に開催しました「高山村除染実施計画（案）住民説明会」を経て、法律に基づく国との協議を行い、合意を得て策定したものです。

今後、基準を上回る地域については、この計画に基づき、除染等の措置を実施します。
なお、除染の効果や進捗状況、放射線量の推移等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
除染実施計画の一部内容についてご紹介します。

【目標・計画期間】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を、年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下にすることを目標とします。
計画は、平成24年度から平成26年度の3カ年計画で、子どもの生活環境に係る施設や公共施設、住居等の生活圏内を中心に除染等を実施します。

【対象区域】

村内の空間放射線量率測定調査結果（95箇所214地点測定）に基づき、区域内の測定結果が平均して地表1メートル（幼児・低学年児童等の生活環境を配慮し保育所・幼稚園・小学校は、地表50センチメートル）の高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上ある区域の除染等を実施します。

単位：毎時マイクロシーベルト

対象区域	空間放射線量率範囲	平均空間放射線量率
大字中山		
字大原	0.119～0.324	0.243
字二枚原	0.175～0.440	0.287
字追廻し	0.142～0.396	0.243
字茶屋ヶ松	0.269～0.353	0.295

～ 区域の考え方 ～

小字単位で判断（学校や公園などは、施設単位）し、子どもの生活環境に係る施設や公共施設、住居等の生活圏内を考慮しています。

【除染等を実施する施設と実施者・予定時期】

対象区域内の除染を円滑に進めるため、土地の利用区分ごとに除染対象施設を位置づけ、次のスケジュールで順次除染に取り組みます。その際、個々の施設ごとに詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めます。
また、放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境に係る施設は、優先的に除染等を実施します。

優先度	土地利用区分	除染対象施設	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高	子どもの生活環境に係る公共施設	みどりの村	■		
		県有施設 北毛青少年自然の家	■		
		県有施設 ぐんま天文台	■		
	上記以外の公共施設	体験交流館、自然休養村管理センター 公民館、その他公共施設	■		
↓	道路（通学路）		■		
	民有地（宅地）		■		
	農地（通学路・生活圏内に隣接する農地）			■	
	山林（通学路・生活圏内に隣接する山林）			■	
低	牧草地（公共牧場）			■	

※県有施設の除染については、県が実施します。

【主な除染等の内容】

除染の実施前に、該当敷地内の空間放射線量率の測定を実施し、線量の高いところを中心に、国が示したメニューを選択して、側溝や雨樋下、落葉の除去、除草などの除染を実施します。

なお、空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には除染は実施しません。

ただし、当該敷地内で側溝や雨樋下等における局所的な地点の空間放射線量率が周辺と比べて有意に高い場合には除染を実施します。

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成24年5月25日(金)
12時から1時
 - 場 所 高山小学校 1階 会議室
 - 費 用 260円(当日集金します)
 - 申し込み 高山小学校 教頭(小倉)まで
電話(63-2001)でお申し込みください。
 - 締め切り 5月22日(火)まで
※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いする場合がございますがよろしくお願いします。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

予定献立

- ・ごはん ・牛乳 ・えびの水晶包み
- ・しゃきしゃきサラダ ・マーボー豆腐
- ・アセロラゼリー



今年度は栄養士が今までの田村から新採用の佐藤に代わりました。今回の試食会は栄養士が代わって最初の試食会ですので、どんなふうに変化したか体験してみてください。メニューは中華料理の水晶包みとマーボー豆腐。それから、噛みごたえ満点のしゃきしゃきサラダです。どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。

平成24年度薪ストーブ購入補助金のご利用について

この事業は、地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び、木材関連事業の活性化に寄与するため、薪等を燃料として使用するストーブを購入する費用に対して、補助金を支給します。

1. 補助対象品となる物及び対象者

- (1) 薪ストーブ本体及び煙突を購入する場合補助金を支給します。
- (2) 高山村に住所を有し、かつ居住していること。
- (3) 放置されたままの間伐材の処理及び利用に努めること。
- (4) 購入した薪ストーブを設置し、適正に維持管理できること。
- (5) 村税及び使用料等を完納していること。

2. 補助率及び補助限度額

- (1) 補助金の額は、薪ストーブ1基につき購入価格の4分の1(千円未満端数は切り捨て)とし、その上限額を100,000円とする。
- (2) 補助対象基数は、1世帯あたり1基とする。

3. 手続き

- (1) 購入を始める前に、高山村役場(農政課)林務係で交付申請を行って下さい。

4. 補助金受領までの流れ

- (1) 補助金交付申請書を高山村役場(農政課)林務係に提出していただきます。
※添付書類
・設置工事前後の状況を明らかにする写真
・補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
・設置機種のカatalogの写し
・その他村長が必要と認める書類
- (2) 書類の審査を行い、交付の可否を決定する
- (3) 薪ストーブ設置工事完了届並びに薪ストーブ購入補助金交付請求書の提出を受け、工事完了を確認した後、補助金を交付します。

5. 補助対象期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日までの期間とする。

お問い合わせ先：高山村役場 農政課 林務係
☎0279-63-2111 内線53
FAX 0279-63-2768

自動車税は5月31日(木)までに忘れずに！

- ◆お問い合わせ先
吾妻県税事務所 TEL0279-75-3300
又は群馬県自動車税事務所 TEL027-263-4343



飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成24年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上の子犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけ下さい。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、通知書を会場へ持参下さるようお願いいたします。

期日	会場	時間
5月24日(木)	火の口公民館	9:30~10:00
	農協旧尻高支所	10:10~10:40
	北之谷住民センター	10:50~11:10
	基幹集落センター	11:20~11:50
	関田住民センター	13:15~13:45
	役原地区住民センター	13:55~14:25
	高山村役場	14:35~15:40

期日	会場	時間
5月25日(金)	五領公民館	9:00~9:40
	新田地区集会所	9:50~10:50
	本宿公民館	11:00~12:00
	原住民センター	13:10~14:10
	梅沢集会所	14:20~15:00
	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20

●手数料

- ・注射のみ(登録済みの犬) 注射料 3,300円
- ・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,300円

●犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

- 犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないで下さい。
- 運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけて下さい。
- 不要犬は、第1火曜日・第3火曜日の午前11時までに吾妻保健福祉事務所へ持参して下さい。
・処理科 生後60日以上 2,000円、生後60日未満 600円
- 本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。
- 飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。
- 動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。
- 4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射は早めに受けましょう。

平成24年度巡回児童相談の実施について

児童相談所では、遠くて気軽に相談できない地域や、交通が不便な地域に出張して相談を受ける「巡回児童相談」を行っています。

相談を受けるのは児童福祉司、精神科医師、児童心理司、聴力言語専門職員などで秘密は遵守し相談料は無料です。子どもの事ならどんな相談でもかまいませんので、希望される方は実施日の3週間前までに中央児童相談所北部支所又は高山村役場住民課へ申し込んでください。

中央児童相談所北部支所
☎0279-20-1010/FAX:0279-22-2277
高山村役場 住民課
☎0279-63-2111/FAX:0279-63-2768

吾妻地域 会場：中之条町役場	
平成24年	7月13日(金)
平成24年	10月19日(金)
平成25年	2月15日(金)

※相談例

- 1) しつけの相談
子どもの育て方や、指しゃぶり、夜尿などぐせの心配
- 2) 言葉の相談
言葉の遅れ、発音、どもる等言葉の心配
- 3) 発達遅れの相談
発達が遅れている、学業不振など能力面の心配
- 4) 性格の相談
落ち着きがない、内気、学校嫌いなど性格面の心配
- 5) 非行の相談
万引きや盗み、夜遊び、家出、外泊など非行の心配
- 6) 家庭養育の相談
家庭の事情により、子どもを家庭で育てられない場合の心配
- 7) 手帳・手当の診断
療育手帳、特別児童扶養手当を受けるための判定や診断
- 8) その他
子育てに関する悩み

会員募集中

高山村シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある方を募集しています。原則として村内在住で60才以上の方の入会を随時受け付けています。みなさまの知識・経験・技術等を地域の方々のために役立ててみませんか。特に女性の入会、大歓迎です。なお、年会費は1,000円です。

お気軽にご利用ください

シルバー人材センターは公益的・公共的団体なので安心して、電話一本でお手軽にご利用頂けます。センターは、家庭・企業・公共団体等から引き受けた短期的・臨時的な仕事を、それぞれにふさわしい会員に提供します。その際の責任は、すべてセンターが負います。また、高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事はお引き受けできません。

料金の目安(時給)

伐採作業	1,200円～	清掃・片づけ・お茶入れ	700円～
植木の手入れ	1,000円～	運搬・田畑・雑役等	700円～
除草(機械使用)	800円～	一般事務	相談に応じて
除草(手作業)	700円～	駐車場・公園・運動場管理	700円～
除草剤散布・消毒	700円～	その他作業	700円～

※上記以外の仕事についてもご相談下さい。
※作業で機械等を使用した場合その使用料金を頂きます。
※上記金額のほか、事務費として5%を申し受けます

お申し込み・お問い合わせ先
高山村シルバー人材センター ☎63-2075

人口と世帯数

(4月1日現在)

- 人口 3,990人 (-6)
- 男 1,948人 (-1)
- 女 2,042人 (-5)
- 世帯数 1,320世帯(-3)

※()内は、前月との比較

(平成24年3月15日から
平成24年4月14日まで
の高山村役場届出)



※掲載を希望しない方は届出の際に申し出てください。

住民基本台帳登録人口しらべ

(平成24年3月31日現在)

行政区	男	女	計	世帯数
原	243	228	471	132
本宿	235	250	485	141
新田	269	308	577	181
五領	140	139	279	91
判形	341	359	700	238
役原	86	83	169	63
関田	126	131	257	84
戸室	112	127	239	71
火の口	64	60	124	37
北之谷	88	81	169	53
熊野	96	99	195	60
梅沢	94	104	198	81
梅沢(パース)	1	0	1	1
茶屋ヶ松	31	38	69	30
老人ホーム	22	35	57	57
合計	1,948	2,042	3,990	1,320
高山村大字中山	1,376	1,461	2,837	952
高山村大字尻高	572	581	1,153	368

納税等

★印が5月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者医療料	使用料	上下水道
4月									
5月		★	●						★
6月	●								
7月		●		●	●	●	●		●
8月	●								
9月				●	●	●	●		●
10月	●	●		●	●	●	●		●
11月				●	●	●	●		●
12月				●	●	●	●		●
1月	●	●		●	●	●	●		●
2月				●	●	●	●		●
3月				●	●	●	●		●

税金は 社会を支える あなたの会費

国民年金



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成24年度の国民年金保険料は、月額14,980円です。
納付期限は、納付対象月の翌月末日(翌月末日が休日の場合は、翌営業日)です。

十分な所得があるにもかかわらず、長期にわたり保険料を納めなかった場合、国民年金法の規定により、国税徴収法の例による滞納処分(財産差押え)の対象となります。

保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

こんなときこんな届け出が必要

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要となります。

- 第1号被保険者(自営業者や学生など)が、
- 就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
- ↓本人の勤務する事業所が年金

事務所へ届け出をします。

結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
↓配偶者の勤務する事業所へ届け出をします。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員など)が、

退職したとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
↓配偶者の勤務する事業所へ届け出をします。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
・**高山村年金事務所 国民年金課**
(☎0279・22・1607)

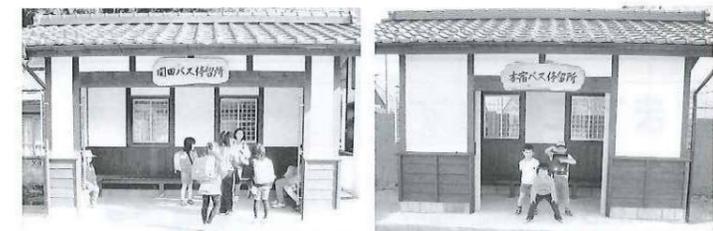
住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

本村では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を図るため、太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置した方に対し、経費の一部補助を行っています。

- 【対象となるシステム】
- 平成24年4月1日以降に専用住宅又は併用住宅(集合住宅は除く)への設置工事を開始した住宅用太陽光発電システムのもの。
 - 未使用品であること。
 - 電力会社と余剰電力の買電契約を結ぶもの。
- 【対象者】
- 本村に住所を有する方。(法人は除く)
 - 自分が所有若しくは居住する村内の住宅の屋根等に発電システムを設置するか、発電システムが設置された新築住宅を購入する方。
 - 世帯全員が村税等を滞納していない方。

- 【補助金額】
- 設置する発電システムの最大出力の合計値に1kw当たり7万円を補助(上限20万円)
- 【手続きについて】
- 設置工事着工前に、地域振興課に必要書類を添付し申請してください。
申請書は、地域振興課窓口(備えてあるほか、高山村公式ページ <http://www.vill.takayama.gunma.jp>)からもダウンロードできます。

お問い合わせ先 役場地域振興課 (☎63-2111)



新バス停を
ご利用ください

この春、バス停留所待合室の老朽化に伴い、中山地区では本宿停留所を、尻高地区では関田停留所を景観計画に沿った山里文化の風景づくりの一助になればと、和風切妻造に改築しました。どうぞみなさまご利用ください。